

## 雇用保険マルチジョブホルダー？

2022年1月1日より、「雇用保険マルチジョブホルダー制度」がスタートします。聞き慣れない言葉かと思いますが、簡単に言うと

「65歳以上で、複数の会社を掛け持ちで働いている労働者が、2つの事業所での労働時間を合計して週20時間以上の勤務になるなど要件を満たす場合に、**特例的に雇用保険の被保険者（マルチ高年齢被保険者）**となることができる制度」ということです。[【厚労省HP】](#)

これまで雇用保険に加入するには、主に勤める1社のみで加入要件を満たす必要がありました。それが、たとえば「A社で週3日・12時間、B社で週2日・8時間」働く人も、希望すれば雇用保険の被保険者になれるというわけです。（1社あたり週5～20時間が条件）

マルチ高年齢被保険者になると、片方の1社を退職した場合でも失業給付をもらうことが可能になります。（通常の給付と同等の条件あり。その会社でもらっていた賃金に応じた額の、30日分または50日分）

この制度は、**希望する本人が、ハローワークで手続き**をする必要があります。会社はその際に必要な証明をすることになります。また、雇用保険料の納付義務も発生するため、給与からの控除も必要です。

まだ制度も知られていませんし、対象となる人も多くはないと思いますが、人事労務担当の皆様としては概要を知っておいていただければと思います。

## 社会保険の適用拡大って？ ⑤

前回は、適用拡大の対象となる職員がとる対応について、一つめの選択肢をご紹介しました。今回はその続きです。

### 【選択②】特に何もせず、現状のまま勤務を続行

現状のまま、特に勤務条件等を変更せずに働くということは、適用拡大の対象として社会保険に加入する、ということの意味します。

年金や健康保険の給付で恩恵を受けられるようになる反面、保険料の負担が発生し手取り収入は減少します。さらに、これまで配偶者の扶養に入っていた場合は

扶養を抜けることになり、場合によっては配偶者の会社で支給されていた「配偶者（扶養）手当」がもらえなくなる可能性もあります（配偶者の会社の制度による）。また、法人の社会保険料負担も増えることになります。

### 【選択③】勤務日数・時間を増やして働く

本人の家庭事情や生活状況によりますが、社会保険加入と同時に勤務日数・時間を増やすことができれば、給料を増やし、手取り収入の減少を抑えることができます。（②と同様、配偶者の扶養手当等の有無は考慮が必要）

ただし、法人の人件費（給与）負担や、保険料の負担は増えることになります。一方、働き手が増えることで人員不足の解消につながったり、シフト調整が楽になる可能性があります。

というように、以上3つの選択肢が考えられるわけですが、**それぞれのメリット・デメリットを踏まえ、これから法人としてどう説明し、どう呼びかけていくかを**考えておくことが重要です。

なるべく勤務を増やす方向で考えてもらいたいのか、人件費の観点からも扶養内にとどまる人を多くしたいのか…それは法人の今後の人材戦略にも関わる大きな問題になると思います。次回へ続きます

## 動画セミナーも引き続き受付中！

YouTube「[人事労務のお仕事チャンネル](#)」、多くの方にご視聴いただき誠にありがとうございます。随時更新しておりますので、引き続きよろしくお願いたします！

また、6月からご案内している「動画配信セミナー2021」の視聴期限が12月31日までとなっております。YouTubeでは話きれない細かいところまで解説しておりますので、ぜひお申込みいただきたいと思っております。

### 【編集・発行】

杉山社会保険労務士事務所 代表 杉山逸人

TEL：026-217-3152 FAX：026-217-3153

URL：<https://www.sugiyama-sr.net/>

Mail：[mail@sugiyama-sr.net](mailto:mail@sugiyama-sr.net)